

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月12日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	ケイヒン株式会社
【英訳名】	THE KEIHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大津育敬
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸3丁目4番20号
【電話番号】	03 - 3456 - 7825 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 漆畑光一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸3丁目4番20号
【電話番号】	03 - 3456 - 7825 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 漆畑光一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ケイヒン株式会社(横浜地区) (神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭15番地2) ケイヒン株式会社(名古屋地区) (愛知県名古屋市中川区玉船町2丁目1番地) ケイヒン株式会社(大阪地区) (大阪府大阪市北区大淀南1丁目5番1号) ケイヒン株式会社(神戸地区) (兵庫県神戸市中央区小野浜町11番47号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第62期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第63期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第62期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高	(百万円)	11,277	8,793	41,149
経常利益	(百万円)	380	78	833
四半期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	256	54	45
純資産額	(百万円)	12,980	12,078	11,624
総資産額	(百万円)	47,717	43,879	43,005
1株当たり純資産額	(円)	198.73	184.92	177.98
1株当たり四半期純利益 又は当期純損失( )	(円)	3.93	0.84	0.69
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	27.2	27.5	27.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	809	487	2,268
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	273	306	1,112
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	247	1	1,101
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	2,208	1,631	1,419
従業員数	(名)	1,062	1,052	1,050

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう、以下同じ。)は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しておらず、また、第62期においては1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,052 (1,086)
---------	------------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	288 (203)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 事業の部門別売上高

当第1四半期連結会計期間における事業の部門別売上高は次のとおりであります。

区分	業務の種類	売上高		
		金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
国際物流部門	国際運送取扱業	2,387	27.2	66.6
	航空運送業	178	2.0	48.0
	港湾作業	379	4.3	50.9
	計	2,945	33.5	62.7
国内物流部門	陸上運送業	2,308	26.3	89.5
	倉庫保管業	854	9.7	89.3
	倉庫荷役業	543	6.2	91.4
	その他	142	1.6	89.3
	計	3,849	43.8	89.7
宅配物流部門	陸上運送業	1,998	22.7	87.3
合計		8,793	100.0	78.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 主な相手先別の売上高および当該売上高の総売上高に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	売上高(百万円)	割合(%)	売上高(百万円)	割合(%)
日本生活協同組合連合会	1,086	9.6	1,127	12.8

#### (2) 事業の部門別取扱高

当第1四半期連結会計期間における事業の部門別取扱高は次のとおりであります。

区分	業務の種類	取扱高等		前年同四半期比(%)
国際物流部門	国際運送取扱業	国際運送取扱高	429千トン	69.4
	航空運送業	航空運送取扱高	771トン	80.9
	港湾作業	港湾作業取扱高	337千トン	43.5
国内物流部門	倉庫保管業	保管残高 (数量・月平均)	142千トン	100.7
		貨物回転率 (数量・月間平均)	55.8%	86.8
	倉庫荷役業	入庫高	236千トン	86.4
		出庫高	239千トン	88.5
	陸上運送業	陸上運送高	329千トン	79.9
	海上コンテナ輸送業	取扱本数 (20フィート換算)	3千本	30.0
宅配物流部門	陸上運送業	陸上運送取扱件数	2,775千件	96.9

(注) 貨物回転率は貨物荷動きの状況を示すものであり、下記の算式によって算定しております。

$$\text{貨物回転率(}\%) = \frac{(\text{入庫高} + \text{出庫高}) \times 1/2}{\text{月末平均保管残高} \times 3 \text{ヶ月}} \times 100$$

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行ってありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）のわが国経済は、昨秋以降の急激な景気後退にやや下げ止まりの動きがみられたものの、世界経済の低迷を背景に、生産、輸出および企業収益は依然として極めて低い水準で推移したほか、雇用情勢の悪化が続く等、厳しい状況となりました。

物流業界におきましては、国内外の需要が低迷するなかで、国際貨物・国内貨物ともに荷動きは低調に推移し、事業環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、事業基盤の整備・強化を最優先課題とし、業績向上に向けて事業活動を推進してまいりましたが、荷動き低迷の影響により、貨物取扱いは低調に推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は87億9千3百万円（前年同期比24億8千4百万円の減収、22.0%減）、営業利益は1億6千3百万円（前年同期比3億8百万円の減益、65.4%減）、経常利益は7千8百万円（前年同期比3億2百万円の減益、79.5%減）となり、四半期純利益は5千4百万円（前年同期比2億2百万円の減益、78.9%減）となりました。

当社グループの物流事業に係る事業部門の業績は、次のとおりであります。

### 国際物流部門

国際物流部門におきまして、複合一貫輸送は、日本における輸出入貨物や香港における輸入貨物の取扱いが低調に推移し、取扱量は前年同期比23.8%の減少となり、輸出車両の海上輸送も貨物取扱いが低調に推移いたしました。海運貨物は、輸出入貨物の取扱いが減少し、取扱量は前年同期比33.6%の減少となり、プロジェクト貨物の取扱いも低調に推移いたしました。

また、航空貨物は、輸入貨物の取扱いは前年同期を上回りましたが、輸出貨物の取扱いが低調に推移し、取扱量は前年同期を下回りました。港湾作業は、輸出車両の取扱いが減少したこと等により、船内・沿岸作業の貨物取扱いが低調に推移し、取扱量は前年同期比56.5%の減少となりました。

以上の結果、国際物流部門の売上高は29億4千5百万円（前年同期比17億5千3百万円の減収、37.3%減）となりました。

### 国内物流部門

国内物流部門におきましては、倉庫保管の平均保管残高は前年同期並となりましたが、倉庫荷役は、食料品や機械等の減少により、入出庫取扱量は前年同期比12.7%の減少となりました。

また、一般貨物輸送は、化学工業品や住宅関連資材等の取扱いが低調に推移し、運送屯数は前年同期比20.1%の減少となったほか、海上コンテナ輸送も、取扱本数は減少となりました。

以上の結果、国内物流部門の売上高は38億4千9百万円（前年同期比4億4千万円の減収、10.3%減）となりました。

## 宅配物流部門

宅配物流部門におきましては、通信販売商品の取扱いが減少したこと等により、宅配の取扱件数は前年同期比3.1%の減少、商品センター作業の取扱個数は前年同期比2.7%の減少となりました。

以上の結果、宅配物流部門の売上高は19億9千8百万円（前年同期比2億9千1百万円の減収、12.7%減）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、受取手形及び営業未収金および投資有価証券の増加等により、前連結会計年度末比8億7千4百万円増の438億7千9百万円となりました。

負債合計は、営業未払金や繰延税金負債の増加等により、前連結会計年度末比4億2千1百万円増の318億1百万円となりました。

また、純資産合計は、利益剰余金と評価・換算差額等の増加により、前連結会計年度末比4億5千4百万円増の120億7千8百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが4億8千7百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが3億6百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが1百万円の収入となり、これらに現金及び現金同等物に係る換算差額（2千8百万円の増加）を加え、全体では2億1千1百万円の増加となり、現金及び現金同等物の四半期末残高は、16億3千1百万円となりました。

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益7千9百万円、減価償却費4億3千4百万円等により、4億8千7百万円の収入となりました。

前年同四半期（8億9百万円の収入）との比較では、3億2千2百万円の減少となりました。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出2億6千6百万円等により、3億6百万円の支出となりました。

前年同四半期（2億7千3百万円の支出）との比較では、3千3百万円の支出の増加となりました。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加等により、1百万円の収入となりました。

前年同四半期（2億4千7百万円の収入）との比較では、2億4千6百万円の減少となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、「会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

### 第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、企業価

値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものではない当社株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として適切でないと考えます。具体的には、大規模買付者のみが他の当社株主の皆様の損害のうえで利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず当社株主の皆様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為、その他企業価値が損なわれ、当社株主の皆様にご損害を与えるような大規模買付行為は不適切と判断すべきと考えております（以下、この方針を「基本方針」といいます。）。

## 第2 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### (1) 事業基盤の整備・強化

昨秋からの世界的な景気後退の影響による荷動きの大幅な減少に加え、企業間競争の激化など、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、事業基盤の整備・強化を最優先課題とし、さらなる提案型営業の強化、サービス品質の向上、業務の効率化・合理化、グループ会社の損益改善等の施策を講じ、当社グループの企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

また、環境負荷低減のための取組みも引き続き推進してまいります。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、平成18年5月2日、「内部統制システム整備の基本方針」に関する取締役会決議を行い、当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備を図るとともに、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定し、法令・定款等の遵守の徹底に努めております。

## 第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

### 1. 大規模買付ルール導入の目的

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、昭和22年（1947年）の会社設立以来蓄積された幅広く豊かな専門知識・経験・ノウハウならびに国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

一定の大規模買付行為に対しては、上記のようなノウハウと経験を前提とした判断・意見を当社株主の皆様にご提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、当社株主の皆様にご損害を与える場合、その他一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

（注）大規模買付ルールの詳細は、当社ホームページ（<http://www.keihin.co.jp/>）に掲載の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について」をご参照ください。

### 2. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供していただき、a. 当社取締役会が大規模買付者による買収提案について検討を加え、代替案の提示等を行うための必要かつ十分な情報が提供されているか、b. 当該買収提案に応じることを当社株主の皆様にご強要するような性質を有していないか、c. 当該買収提案に係る、対価の額、時期、方法、違

法性の有無、買収の実現可能性等の買収条件が当社の企業価値に対し不十分、不適切なものではないか、  
d.当該買収の結果、当社株主の皆様はもとより、取引先、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が著しく毀損されることはないか、などの点を評価検討して、当社取締役会の意見を開示した後、または 当社取締役会が一定の評価期間に意見を開示しない場合には同期間が経過した後、大規模買付行為を開始していただくというものです。

## (2) 具体的内容（意向表明書および情報提供）

具体的には、大規模買付者から大規模買付行為に先立ち当社が指定する一定内容の情報を記載した意向表明書の提出をしていただき、その後大規模買付者から当社が交付する情報リストに従った情報の提供をしていただきます。

情報提供完了から一定期間を取締役会評価期間として設定し、当社取締役会は、大規模買付ルール順守の肯否、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうか否か等の判断を行います。当該大規模買付者の大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大規模買付ルール順守の肯否、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうか否かの各判断が、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものでないことを担保するため、特別委員会を設置し、当社取締役会は、その助言、意見、勧告を参考に判断を行います。

当該大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や取得手続きにかかわる行為に法令違反がある場合には、新株予約権の発行（行使条件付のものを含む）等ならびに会社法その他の法令および当社定款が認める対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）を行使する場合があります。

当該大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する一定の場合、たとえば、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等をつり上げて高値で当社株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買収提案者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、当社の経営を支配した後、当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・会社・団体による大規模買付行為と判断される場合、大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含むがこれに限られません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様に対し当社株券等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他のステークホルダーの処遇方針等により、明らかに、当社株主の皆様、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれもしくは当社の企業価値の維持向上を妨げるおそれがあると判断される場合などには、当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、同委員会による発動の是非に関する助言、意見または勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社企業価値および当社株主の皆様共同の利益に与える影響を



検討し、社外監査役2名を含む当社監査役の全員の賛同を得たうえで、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益を守るために、当該対抗措置を発動することがあります。

### 3. 大規模買付ルールの有効期限

大規模買付ルールの有効期限は、平成21年4月1日から開始された事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議に基づいて、大規模買付ルールは廃止されることがあります。

## 第4 大規模買付ルールが基本方針に沿い、当社株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと取締役会の判断およびその理由

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを当社株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報および時間を確保し、当社株主の皆様のために当該大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、当社株主総会における当社定款の一部変更決議ならびに大規模買付ルールの承認決議の下に導入され、その有効期限は、平成21年4月1日から開始された事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までとなっています。また、有効期限の満了前であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議があった場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることとなります。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、大規模買付ルールに基づく具体的な対抗措置の発動等の判断が客観的に行われることを確保する機関として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視することとされており、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### (6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付ルールは、大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、企業価値評価の専門家等を含みます。）のアドバイスまたは意見を受けることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### (7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

大規模買付ルールは、当社取締役会の決議または当社株主総会の普通決議により廃止することができるものとして設計されており、当社株券等の大規模買付者が、当社取締役会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、大規模買付ルールを廃止することが可能となっておりますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年とされているため、大規模買付ルールはス

ローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	248,000,000
合計	248,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,364,457	65,364,457	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
合計	65,364,457	65,364,457		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日		65,364		5,376		3,689

(5) 【大株主の状況】

預金保険機構およびその共同保有者である株式会社りそな銀行から平成21年4月21日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年4月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、預金保険機構につきましては、直前の報告書に記載された所有株式数3,376千株に変更はなく、当社として当第1四半期会計期間末における所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	3,376	5.16
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2-1	641	0.98

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,172,000	65,172	
単元未満株式	普通株式 145,457		
発行済株式総数	65,364,457		
総株主の議決権		65,172	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株（議決権1個）が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式507株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) ケイヒン株式会社	東京都港区海岸3丁目4-20	47,000		47,000	0.07
合計		47,000		47,000	0.07

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	130	124	141
最低(円)	118	112	118

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の相場であります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)および当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,631	1,419
受取手形及び営業未収金	4,380	4,022
貯蔵品	11	12
繰延税金資産	36	36
その他	997	1,015
貸倒引当金	25	27
流動資産合計	7,031	6,479
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,693	40,344
減価償却累計額	22,162	21,591
建物及び構築物(純額)	18,531	18,753
機械装置及び運搬具	2,068	2,058
減価償却累計額	1,591	1,567
機械装置及び運搬具(純額)	476	490
工具、器具及び備品	3,521	3,497
減価償却累計額	2,998	2,951
工具、器具及び備品(純額)	523	546
土地	10,884	10,884
リース資産	231	147
減価償却累計額	25	14
リース資産(純額)	205	132
建設仮勘定	48	-
有形固定資産合計	30,670	30,807
無形固定資産		
借地権	977	977
その他	447	469
無形固定資産合計	1,424	1,447
投資その他の資産		
投資有価証券	4,006	3,431
繰延税金資産	114	245
その他	608	569
投資その他の資産合計	4,729	4,246
固定資産合計	36,824	36,500
繰延資産		
社債発行費	23	25
繰延資産合計	23	25
資産合計	43,879	43,005



(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	3,113	3,011
短期借入金	10,410	9,245
1年内償還予定の社債	1,000	1,000
リース債務	48	27
未払法人税等	46	30
繰延税金負債	2	1
その他	1,434	1,239
流動負債合計	16,056	14,556
固定負債		
社債	2,000	2,000
長期借入金	9,942	11,093
長期未払金	97	97
リース債務	168	121
繰延税金負債	83	9
退職給付引当金	2,234	2,268
役員退職慰労引当金	769	778
その他	448	455
固定負債合計	15,744	16,824
負債合計	31,801	31,380
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,376	5,376
資本剰余金	4,415	4,415
利益剰余金	2,482	2,428
自己株式	10	10
株主資本合計	12,264	12,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	120	233
為替換算調整勘定	305	351
評価・換算差額等合計	185	584
純資産合計	12,078	11,624
負債純資産合計	43,879	43,005

(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	11,277	8,793
売上原価	10,360	8,203
売上総利益	916	589
一般管理費	1,444	1,426
営業利益	471	163
営業外収益		
受取利息及び配当金	52	42
その他	6	11
営業外収益合計	59	53
営業外費用		
支払利息	136	125
その他	13	12
営業外費用合計	150	138
経常利益	380	78
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2	1
事業譲渡益	20	-
固定資産売却益	1	-
特別利益合計	23	1
特別損失		
投資有価証券評価損	16	0
特別退職金	6	-
固定資産処分損	0	-
特別損失合計	23	0
税金等調整前四半期純利益	380	79
法人税、住民税及び事業税	62	28
法人税等調整額	60	3
法人税等合計	123	24
四半期純利益	256	54

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	380	79
減価償却費	416	434
投資有価証券評価損益(は益)	16	0
固定資産売却損益(は益)	0	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	41	34
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	19	9
受取利息及び受取配当金	52	42
支払利息	136	125
売上債権の増減額(は増加)	86	357
仕入債務の増減額(は減少)	34	101
その他	449	294
小計	1,398	590
利息及び配当金の受取額	52	42
利息の支払額	127	132
法人税等の支払額	514	12
営業活動によるキャッシュ・フロー	809	487
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	0	0
固定資産の取得による支出	182	266
固定資産の売却による収入	7	-
貸付けによる支出	38	39
貸付金の回収による収入	0	0
投融資による支出	68	2
投融資の回収による収入	7	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	273	306
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	1,835	-
短期借入金の返済による支出	60	-
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,160
リース債務の返済による支出	-	12
長期借入金の返済による支出	1,187	1,146
自己株式の売却による収入	0	-
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	339	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	247	1
現金及び現金同等物に係る換算差額	124	28
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	659	211
現金及び現金同等物の期首残高	1,549	1,419
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,208	1,631

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において区分掲記していた「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」と「短期借入金の返済による支出」は、当第1四半期連結累計期間より「短期借入金の純増減額(は減少)」と表示しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の「短期借入れによる収入」は2,600百万円、「短期借入金の返済による支出」は1,440百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 減価償却費について、固定資産の年度中の取得を考慮した予算を策定しているため、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断 経営環境などに著しい変化が発生していないため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用しております。
4 退職給付引当金の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当第1四半期連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)  
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
偶発債務 下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。	偶発債務 下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。
株式会社ワールド流通センター 863百万円	株式会社ワールド流通センター 890百万円
青海流通センター株式会社 153	青海流通センター株式会社 155
合計 1,016	合計 1,045

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。	1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。
給与手当 115百万円	給与手当 107百万円
退職給付費用 5	退職給付費用 5
役員退職慰労引当金繰入額 24	役員退職慰労引当金繰入額 19

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,208百万円	現金及び預金 1,631百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	預入期間が3カ月を超える定期預金
現金及び現金同等物 2,208	現金及び現金同等物 1,631

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	65,364,457

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,263

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社グループは国際輸送、港湾運送、倉庫、陸上運送、宅配等からなる物流サービスを中心とした物流事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは国際輸送、港湾運送、倉庫、陸上運送、宅配等からなる物流サービスを中心とした物流事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、連結会社の売上高の合計に占める割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、連結会社の売上高の合計に占める割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められました。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,184	3,387	202
合計	3,184	3,387	202

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
184.92円	177.98円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 3.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 0.84円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	256	54
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	256	54
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	65,317	65,316

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

ケイヒン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 恒 敏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 和 哲 夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

ケイヒン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義 則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 和 哲 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。